【任意継続被保険者用】

被扶養者届（認定申請用）

※任意継続被保険者の資格取得申請に伴う被扶養者の届出は、こちらの様式です。
※在職者の被扶養者の届出は、別様式「健-1 被扶養者届（認定申請用）」です。

※健保使用欄

記号	80	番号	
資格取得日	年 月 日		

健康保険 ①	記号	1	番号	000000	届出申請日 ②	ＸＸＸＸ 年 12 月 6 日

申請区分
※該当の□に✓して、健康保険記号番号を記入

☑任意継続申請に伴う被扶養者の届出 ➡ 退社時の健康保険記号番号： 1 － 000000

□任意継続取得後の被扶養者追加の届出 ➡ 任継の健康保険記号番号： －

被保険者氏名（自署） ③	健保 太郎	被保険者生年月日	□S ☑H 2 年 2 月 2 日

被保険者の年間収入見込額（※1） ④	年間 500 万円	配偶者の有無 ⑤	□無	☑有➡ 申請以降の年間収入が高いのはどちらですか？ ☑被保険者 □配偶者 該当の□に✓してください ※夫婦共稼ぎの場合、原則、事由発生日以降の年間収入が多い方の被扶養者となります。

（※1）「被保険者の年間収入見込額」には、被扶養者の認定事由発生日から今後1年間の被保険者の収入について、年金等全ての収入を含めて年間換算しご記入ください。

海外居住者の有無 ⑥ 必ず該当する□に✓してください。	今回被扶養者認定を申請する方の中に、日本以外に居住している方はいらっしゃいますか。（事由発生日以降に日本以外へ居住予定の方も含む）	☑無	□有	➡ 後日、状況について確認のうえ、追加の書類提出を依頼する場合があります。

新たに被扶養者申請する方の状況を記入又は該当の□に✓をしてください。（記入漏れがある場合は受理できないことがあります）

被扶養者①

フリガナ ⑦	ケンポ	ハナコ	生年月日（年齢）	□S □H ☑R 6 年 11 月 15 日（ 0 歳）
漢字氏名	健保	花子	性 別	□男 ☑女
			続 柄（妻・長男・長女 等） ⑧	（被保険者の） 長女
個人番号（マイナンバー） 12桁 ⑨	X X X X X X X X X X X X		マイナンバーの届出ができない場合は、該当する理由に✓を付けてください。（ ）内にその他の理由記載	□マイナンバー変更申請中 □マイナンバー提出拒否 □その他（ ）

資格確認書の発行要否 ⑩
(いずれか1つ該当する□に✓してください)

☑ マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として使用することができる（資格確認書の発行は不要）

以下の理由によりマイナ保険証が使えないため、資格確認書の発行を希望する

□ マイナンバーカードを持っていない
□ マイナンバーカードを持っているが健康保険証利用登録をしていない
□ マイナンバーカード紛失
□ マイナンバーカードの更新手続き中
□ 電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの失効
□ マイナンバーカードを返納
□ マイナ保険証の利用登録解除
□ マイナ保険証による受診に第三者(介助者など)のサポートが必要

同居・別居	☑同居 □別居	現在の居住地 ⑪	住民票と ☑同一 □相違	相違している場合のみ、「現在の居住地」を記載してください。（〒 － ）

職業 □無職 □パート勤務 □学生(高校・大学・専門等昼間生) ☑0～15歳 □自営業 □その他（ ）

事由発生日以降の収入（年収換算） ⑫
事由発生日後の収入を年収で記載(給与収入には賞与・交通費含む)

※ 0円の場合は必ず「0」と記入
給 与(年) 約 0 万円
年 金(年) 約 0 万円
その他(年) 約 0 万円
計 約 0 万円

※左記の「年金」「その他」に収入額を記入した場合は該当の年金や収入に✓を記入してください。

年金	□老齢年金 □遺族年金 □障害年金 □その他（共済・企業等）
その他	□自営業 □不動産収入等 □給付金(傷病・出産・失業給付等) □その他( )

扶養理由・事由発生日 ⑬ 確認書類の添付もれにご注意ください	☑ 被保険者の任継申請による	事由発生日 ⑭	2024 年 12 月 1 日
	□ 結婚（直近→ □ 国保 ・ □ 他健保） □ 出生 □ 離婚（直近→ □ 国保 ・ □ 他健保） □ その他（ ） □ 被扶養者申請する方が退職したことによる ➡（失業給付受給：□申請する □申請しない □延長予定）	事由発生日	年 月 日

【健保使用欄】

被扶養者②

フリガナ			生年月日（年齢）	□S □H □R 年 月 日（ 歳）
漢字氏名			性 別	□男 □女
			続 柄（妻・長男・長女 等）	（被保険者の）
個人番号（マイナンバー） 12桁			マイナンバーの届出ができない場合は、該当する理由に✓を付けてください。（ ）内にその他の理由記載	□マイナンバー変更申請中 □マイナンバー提出拒否 □その他（ ）

資格確認書の発行要否
(いずれか1つ該当する□に✓してください)

□ マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として使用することができる（資格確認書の発行は不要）

以下の理由によりマイナ保険証が使えないため、資格確認書の発行を希望する

□ マイナンバーカードを持っていない
□ マイナンバーカードを持っているが健康保険証利用登録をしていない
□ マイナンバーカード紛失
□ マイナンバーカードの更新手続き中
□ 電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの失効
□ マイナンバーカードを返納
□ マイナ保険証の利用登録解除
□ マイナ保険証による受診に第三者(介助者など)のサポートが必要

同居・別居	□同居 □別居	現在の居住地	住民票と □同一 □相違	相違している場合のみ、「現在の居住地」を記載してください。（〒 － ）

職業 □無職 □パート勤務 □学生(高校・大学・専門等昼間生) □0～15歳 □自営業 □その他（ ）

事由発生日以降の収入（年収換算）
事由発生日後の収入を年収で記載(給与収入には賞与・交通費含む)

※ 0円の場合は必ず「0」と記入
給 与(年) 約 万円
年 金(年) 約 万円
その他(年) 約 万円
計 約 万円

※左記の「年金」「その他」に収入額を記入した場合は該当の年金や収入に✓を記入してください。

年金	□老齢年金 □遺族年金 □障害年金 □その他（共済・企業等）
その他	□自営業 □不動産収入等 □給付金(傷病・出産・失業給付等) □その他( )

扶養理由・事由発生日 確認書類の添付もれにご注意ください	□ 被保険者の任継申請による	事由発生日	年 月 日
	□ 結婚（直近→ □ 国保 ・ □ 他健保） □ 出生 □ 離婚（直近→ □ 国保 ・ □ 他健保） □ その他（ ） □ 被扶養者申請する方が退職したことによる ➡（失業給付受給：□申請する □申請しない □延長予定）	事由発生日	年 月 日

【健保使用欄】

【任意継続申請に伴う提出先】
GIB：大槻事務所
PGF・CLIS・協栄年金ｻｰﾋﾞｽ・PGI・三栄収納ｻｰﾋﾞｽ
・PGﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ・GIB 労働組合：各事業主の健康保険担当
【任意継続被保険者制度へ加入されている方の提出先】当健保組合

理事長	常務理事	事務(局)長	役職者	担当者

次のような場合に、この申請をご使用ください

(a)当届出はご家族を新たに被扶養者として申請をするときにご使用ください。

(b) 原則、75 歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となるため被扶養者にはなれません。

(c) 提出された申請書類、確認書類を審査の上、扶養認定の可否を決定します。

(d) 提出された書類で認定の判断ができなかった場合、追加で書類のご提出をお願いすることがあります。

【記入要領(記入例の番号と照合してください)】

①記号・番号

退職時の記号番号をご記入ください。

②届出申請日

当健保組合に提出する日をご記入ください。

③被保険者氏名(法規則 42 条)

被保険者の氏名を自署でご記入ください

④被保険者の年間収入見込額

被扶養者の認定事由発生日以降、今後 1 年間の被保険者の収入について、年金等すべての収入を含めて年間換算しご記入ください。

⑤配偶者の有無

該当の□に☑をご記入ください。「配偶者有」に☑をした場合は、年間収入が高い方どちらかの□に☑をご記入ください。

⑥海外居住者の有無

留学などにより、海外への居住予定がある方は「有」に☑をご記入ください

⑦漢字氏名

被扶養者申請する方の戸籍上の氏名をご記入ください。

⑧続柄

具体的にご記入ください(妻、長男、長女等)。

⑨個人番号(マイナンバー)12 桁

被扶養者申請する方の個人番号をご記入ください。

⑩資格確認書の発行要否

被扶養者の認定申請を行う方のマイナ保険証利用状況(資格確認書の発行が必要かどうか)について、該当する□のいずれか 1 つに☑をご記入ください

※資格確認書には有効期限が設定されています。有効期限を迎える前に当健保組合の資格を喪失した場合は、当健保組合へ資格確認書を返却する必要があります。

⑪現在の居住地

住民票と同一の場合は「同一」に☑をしてください(住所記入不要)。現在の居住地と住民票住所が相違している場合は「相違」に☑し、現在の居住地をご記入ください。

⑫事由発生日以降の収入

今後見込まれる収入のすべて(報酬に限らず、公的年金額、失業給付額、傷病手当金額、不動産収入額、専従者給与額等)について年換算の上、ご記入ください。

※不動産を売却したことによる一時的な収入は除く

学生や乳幼児の場合も収入がなければ「0」とご記入ください。

【扶養認定基準収入】

年換算:130 万円未満 (60 歳以上または障がいのある方は 180 万円未満)

月額:108,334 円未満(60 歳以上または障がいのある方は 150,000 円未満)

日額:3,612 円未満(60 歳以上または障がいのある方は 5,000 円未満) ※失業給付の場合日額での判断をします

かつ、被保険者の収入の 1/2 未満

⑬扶養理由

扶養理由が「被扶養者申請対象の方が退職したことによる」の場合、失業給付の申請有無について必ずチェックをしてください。

失業給付受給期間中、失業給付受給日額が原則として 3,612 円(60 歳以上または障がいのある方は 5,000 円)以上かつ被保険者の収入の 1/2 以上の場合には、被扶養者にはなれません。

⑭事由発生日欄

出生日や他の健康保険喪失日等、扶養するに至った日をご記入ください。

【解説】

被扶養者の認定申請には、この申請書の他に、「住民票」など「身分関係」「同一世帯」「生計維持関係」を確認するための書類を添付して申請してください。

[確認書類]は「被扶養者届(認定申請用)※任意継続用」の 2 枚目または当健保組合ホームページ[被扶養者認定申請時の確認書類]より詳細を確認できます。

被扶養者は、被保険者の三親等内の親族で主として被保険者の収入によって生計が維持されており、被扶養者の年間収入換算が 130 万円(60 歳以上・障がいのある方は 180 万円)未満で、かつ、被保険者の収入の 1/2 未満であることが認定要件です。また、別居の場合には、被保険者が認定対象の被扶養者の年収を上回る仕送りをしていて、当健保組合にて確認できることが追加要件となります。

※1 オンライン資格確認をはじめとする個人番号を活用した情報連携等のため、当健保組合においては、被扶養者の住所について、「被扶養者届(認定申請用)」に添付された住民票住所を登録します。

※2 提出書類の確認後、追加で書類を提出いただくことがあります。また、原則、提出書類の返却はできません。

※3 認定後、被扶養者の要件を充足していないことを確認した場合には、認定時に遡って被扶養者資格を取り消すことがあります。

※4 認定可否の審査のため、当健保組合においては、個人番号を活用した情報連携により市区町村等へ「収入状況」や「住民票状況」の確認を行う場合があります。

※5 健康保険の切替手続き中に医療機関等を受診される場合は、医療機関等に「健康保険の切替手続き中」である旨をお伝えいただき、医療費のお支払いについてご相談ください。

【任意継続申請に伴う提出先】

›各事業主の健康保険担当

事業主名	担当部署
ジブラルタ生命保険株式会社	社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 以下イントラを確認いただき、専用の送付状貼付のうえ提出します。 格納場所:Gibraltar Web Portal > 給与厚生サービス > 社会保険サブメニュー

事業主名	担当部署	事業主名	担当部署
プルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社	人事チーム	株式会社協栄年金ホーム	総務部
株式会社CLIS	人事総務部	株式会社三栄収納サービス	総務部
株式会社PGI	総務部門	ジブラルタ生命労働組合	総務担当
PGビジネスサービス株式会社	総務部	ジブラルタ健康保険組合	総務担当

【任意継続被保険者制度へ加入されている方の提出先】 当健保組合